

小値賀町議会第三回定例会
(第二日目)

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長	代表監査委員
山田	三浦	神川	巖充	大黒	西村	谷良	筒井	松本	中村	吉元	平野	西野	熊脇	松永	井上
憲道	清敏	充也	泰三	久一	良一	英敏	充司	敏司	章信	勝之	久三	浩三	一也	一誠	喜隆

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 升

永 水

清 裕

美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十七年九月二十一日（水曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・横山弘蔵議員）
- 第二 議案第五三号 平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第三 議案第五四号 平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第五五号 平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第五六号 平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第五七号 平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）
- 第七 認定第一号 平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

午前十時零分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・伊藤忠之議員、九番・横山弘蔵議員を指名します。

日程第二、議案第五三号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第五三号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）について説明いたします。

今回の補正予算は、普通交付税の交付額の確定による追加計上、老人保健・介護保険・国民健康保険診療所の特別会計三会計からの繰入金計上及び今年度から新たに創設されました離島漁業再生支援交付金による予算の計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九千七百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億五千六百五十万円とするものでございます。

第二条「地方債の補正」は、「減税補てん債」の追加及び「臨時財政対策債」の限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税四百四十二万三千円の増額は、個人町民税で六百三万八千円を増額、法人町民税で百六十一万五千円を減額し、総額を五千四百五十二万二千元としております。同じく二項・固定資産税を五十六万一千円増

額し、総額を七千四百三十六万一千円としております。同じく三項・軽自動車税を八千円増額し、総額を六百八十万七千円としております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金を十八万六千円減額し、総額を三百八十一万四千円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税を一億七千二百三十二万六千円増額し、今年度の普通交付税の総額を、十七億七千二百三十二万六千円としております。この額は、前年度交付額より二千九万八千円、一・二%の増額となっております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料を二十万円増額し、総額を二千七百九十四万二千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金の二百九万九千円の減額は、老人保護措置費の一般財源化に伴う減額でございます。同じく三項・委託金十三万円の増額は、小値賀空港航空気象観測業務委託金の増額でございます。委託金の総額を六百十六万五千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金の百四万九千円の減額は、老人保護措置費の一般財源化に伴う減額でございます。同じく二項・県補助金四千三百六万三千円の増額は、国土調査費補助金で三百八十八万五千円、肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金で一千二百四万三千円、今年度より新たに創設された離島漁業再生支援交付金二千四百二十七万六千円の増額が主なものでございまして、県補助金の総額を一億六千八百五十三万八千円としております。同じく三項・委託金を四十八万七千円増額し、委託金の総額を四千六百八十四万七千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金の一億九千万円の減額は、地域福祉振興基金へ三千万円、減債基金へ一億六千万円を繰り戻し、基金繰入金の総額を一億五千三百七十七万七千円とするものでございます。同じく二項・特別会計繰入金の一億四千三百七十五万三千円の増額は、老人保健事業特別会計より二千五百七十一万七千円、介護保険事業特別会計より百三万六千円、国民健康保険診療所特別会計より一千七百万円を繰入れし、特別会計繰入金の総額を四千三百七十五万四千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入の一千三百四十八万三千円の増額は、県道小値賀循環線拡幅工事に伴う防火水槽移転補償費四百十七万八千円、土地改良施設維持管理適正化事業交付金三百六十万円、おちか国際音楽祭実行委員会助成金四百五十万円の増額が主なものでございまして、雑入の総額を八千八百六十九万三千円としております。

二十款・町債、一項・町債の一千二百四十万円の増額は、減税補てん債百九十万円、臨時財政対策債一千五十万円の増額するもので、町債の総額を二億三百八十万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費を二十万二千円増額し、議会費の総額を五千八百六十万六千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費一千六万七千円の増額は、一目・一般管理費で四百五十四万七千円の増額、これは総合行政システム関係修繕料三百十九万四千円が主なものでございます。四目・会計管理費十万二千円の増額、五目・財産管理費十六万円の増額、六目・企画費三千円の減額、八目・空港費で五百七十三万三千円の増額は、空港ターミナルビル運営補助金の四百五十万円が主なものでございます。十一目・ふるさと創生事業費八万八千円を増額し、一項・総務管理費の総額を三億三千四百四十三万三千円としております。同じく二項・徴税費を十万二千円増額し、徴税費の総額を二千九百八十一万三千円としております。同じく五項・統計調査費五百九十一万一千円の増額は、一目・統計調査総務費で五万九千円の増額、二目・国土調査費で五百八十五万二千円を増額し、統計調査費の総額を四千五百六十万二千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費三百五十八万九千円の増額は、一目・社会福祉総務費で介護保険特別会計繰出金百五十九万九千円の増額、三目・老人福祉費で七十二万九千円の増額、四目・身体障害者福祉費で百三十五万一千円を増額し、社会福祉費の総額を三億八百七十七万七千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費は、第三子出生からの出生祝金六十万円を増額し、児童福祉費の総額を七千七百三十一万七千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、四目・健康増進費を二十九万三千円増額し、保健衛生費の総額を一億二千七百七十五万三千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費を二百五十二万円増額し、清掃費の総額を八千二百七十一万一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費の二千七百八十八万七千円の増額は、三目・農業振興費の中山間地域等直接支払交付金二百九十八万一千円、四目・畜産業費の肉用牛振興ビジョン21対策事業一千九百七十八万一千円、五目・農地費の土地改良施設維持管理適正化事業四百万円が主なものでございまして、農業費の総額を二億一千七百七十三万二千円としております。同じく二項・林業費を七十四万五千円増額し、林業費の総額を二千八百八十万六千円としております。同じく三項・水産業費の三千二百九十三万円の増額は、二目・水産業振興費で今年度より新たに創設された離島漁業再生支援交付金三千二百三十六万八千円が主なものでございまして、水産業費の総額を二億一千四百六十万三千円としております。

六款・商工費、一項・商工費の五百二十二万円の増額は、三目・観光費のおちか国際音楽祭実行委員会補助金四百五十万円、四目・じげもん振興費七十二万円の増額でございまして、商工費の総額を四千二百九十三万四千円としております。

八款・消防費、一項・消防費六百九十万円の増額は、二目・消防施設費で大浦上方地区放水水槽設置工事に伴う経費の計上でございまして、消防費の総額を八千四百五十三万八千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費は、財源調整でございまして。

十三款・予備費を五十三万四千円増額し、予備費の総額を六百三十四万九千円としております。

以上、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

六番（松永勇治） 町税、一項・町民税、一目・個人のですね、所得の種類別の、例えば、給与・農業・漁業というふうな所得別にですね、課税額の状況を十六年度と比較して教えて下さい。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

十六年度の決算額から納税義務者数と税額を言います。

給与関係の所得者七百三名、四千八十五万三千元、営業等の所得者二百十六名、三百五十六万一千円、農業所得者三十名、九万一千円、その他の所得者で、これは漁業も含まれておりますけども、八十九名、百二十三万七千円、それから家屋に課税しております不在家主の分でですけども、二十三件、六万九千円、合計千六十一名、四千五百八十一万一千円です。

今回補正しております十七年度の見込みを言います。

給与所得者七百九名、四千六百六十五万五千元、営業等の所得者二百名、四百七十二万九千円、農業所得者三十九名、二十二万円、その他の所得者九十二名、百五十九万四千円、家屋敷等の課税二十名、六万円、合計千六十名、四千八百二十万八千

円でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・地方特例交付金

松永議員

六番（松永勇治） 平成十六年度の決算を見ますとですね、四百八十万二千円でございます。今回、十七年度の十八万六千円の減額をいたしますと、三百八十一万四千円でございます。

比較しまして九十八万八千円の減額の理由についてお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

地方特例交付金の十六年度決算と十七年度の減額の理由ですけれども、これは私どもではちよつと判りかねます。

どういうことかと言いますと、ご存知のとおり、地方特例交付金と言いますのは、平成十一年度に創設されました恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の四分の三の相当額からですね、たばこ税等の増収見込額を控除した額を、国から地方に配分するものでございますので、その関係がありますので、その数字的なもの、国全体の数字をつかんでおりませんので、私としては今のところは判りません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・国庫支出金

松永議員

六番（松永勇治） 先ほどの提案理由の説明の中でですね、老人保護国庫負担金、一節・民生費国庫負担金、一節・社会福祉費負担金の老人保護措置費でございますけれども、さつき一般財源化に伴う減額だという説明がございまして解つて

いるわけですが、そうした場合、地方交付税に算入されるということでございますか。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） そのとおりでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十四款・県支出金

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 二項・県補助金で、今度新しく設置されました『離島漁業再生支援交付金』の目的と言いますか、制度の概要の説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

この目的は、現在、磯焼けやら水揚げの減少、これが進んでおるということで、漁業者の減少や高齢化に悩んでいる離島の漁業の活性化を図る目的、所謂、離島の漁業を元気にして再生することを目的として制度化されたものでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ただいまの所に関連をして質疑しますが、これの算定基準というのはどういう基準があるんでしょう？

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） この制度で国から文書等で説明されておりますけども、一戸当たりの漁家に対しまして十三万六千円が国・県、それから町ですけども、国が二分の一、それから県が四分の一、町が四分の一ということで交付されるようになっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） その一戸当たりという場合、これは專業漁業と言うか、兼業のあれは関係ないんですね…。

どういふふうにはそこは基準があるんでしょう。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 兼業でも勿論該当する漁家はありますけども、漁業センサスでいうところの漁家が対象になっ

ておりまして、漁業センサスで言えば、「年間の従事日数が三十日以上」であれば、この交付金の対象にはなりませんけれども、例えば、三十日漁業に従事したとしても水揚げが全然ないということであれば対象から外れます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十九款・諸収入

松永議員

六番（松永勇治） 四節の雑入ですね、おちか国際音楽祭実行委員会助成金。これは仕組みについてお尋ねするわけですが、昨年でもすね、十六年度は補助金を七百五十万円出してすね、助成金を五百万円受けているわけですから、そうすると差し引きますと二百五十万実際には補助したような格好になりますね。国際音楽祭の開催についてすね。

そうしたら今年すね、同じような方法ですが、二百二十五万補助金を出して、助成金を四百五十万円受けるという仕組みになっておりますけども、まず、おちか国際音楽祭実行委員会に助成金を出してすね、後で歳出で出てきますけども、出してその四百五十万円を返すというような格好になるわけすね。実際の計算を見るとすね。二百二十五万円実際受けるわけですけども、これはもう始めから差し引いてつちゆうわけにもいかんとでしようけれども、このおちか国際音楽祭実行委員会助成金つちゆうのは、おちかの実行委員会つち私は解釈しておるわけですが、なんか県からかなんから来て、ここで受け入れてこうだということだったら解るわけすね。

ところが、補助団体にやった金をまたこの雑入で受け入れるというのがすね、どうも私は仕組みが去年から解らずにおったわけですが、これは確認でございます。説明をして下さい。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

町の補助金、おっしゃるとおり二百二十五万当初で計上いたしております。この四百五十万と言いますのは、去年もちよつとご説明申し上げましたけども、財団法人の『地域創造』という所に音楽祭実行委員会で補助金の申請をいたしまして、去年であれば一年だけしか該当しませんよということでしたけども、今年ちよつと新たな取り組みをやるということで、二

ヶ年連続で助成が認められて四百五十万、これは一回町に受けまして、それからまた実行委員会の方に流すという仕組みになっております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） それならですね、この雑入の受けをですね、『財団法人』っち書いてもらえばですね、解るわけですね。

一応受け入れて補助を出すと……。

ですけど、受入額だけ補助を出さないっちなことになると、国庫補助金なんかはこれは認められませんが、実質額しか補助金はきませんけども、そこんところは突っ込みませんが……。「おちか国際音楽祭実行委員会助成金」という名目です。出しますとですね、こんがらがりますよ。やってまたもう額が多いと。

ですから、ここは「おちか国際音楽祭実行委員会助成金」としとりますけども、今説明で判りますけど、財団法人からきたものを町が受けて、それを財源としてあそこに流すんだということですよ。そんならちよつとそこは変えられないんですか。雑入の、「おちか……」っちゅうのは……。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 松永議員さんの言われることはよく解りました。

もし、来年度また助成が受けられるようであれば、今のご意見を参考にして名称は変えさせていただきます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二十款・町 債

六番（松永勇治） これはお尋ねでございます。

減税補てん債はですね、十五年度が二百四十万、十六年度が二百万、十七年度が百九十万と年々減額しております。これについては回答は要りません。

臨時財政対策債はですね、十五年度一億八千六百萬、十六年度一億三千二百七十万、十七年度一千二百五十万、これは補正後の額がですね。発行額が年々下降しているわけでございます。町税につぐ一般財源でありますし、臨時財政対策については、十八年度事業費補正の見直しによって廃止されると、十九年度から……。それについての確認と、それから臨時

松永議員

財政対策債の発行可能額の算出の方法をお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

臨時財政対策債はですね、算定方法と言いますのは一口ではちよつと言えませんので、後で算定する計算方式がありますので、口で言ってもなかなか解り難いのですね、それをお手元に配布するというところでご理解をいただだけませんでしょうか。算定方法はですね……。

それから、十九年度から臨時財政対策債がどうなるかということですけども、これは今国から言われておりますのは、平成十八年度までは一応臨時財政対策債は現状のとおりの方法で交付をするというふうに言われておりますけども、十九年度以降についてはまだはつきりしておりません。廃止になるのかどうかということですね、実際、国から全然通知がきておりませんので、「存続する」と言われる方もおりますし、「十八年度で終わる」と言われる専門の人もおりますので、その辺のところはですね、私たちが今のところ判っておりません。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 臨時財政対策債がですね、「廃止されるか・しないか」では小値賀町の財源としては非常に大きな額なんですよね。それで、交付税の事業費補正がなくなれば、これと同時にということでございますので、二つの打撃を受けるわけです。そういうことで、しっかりとですね、これは早く情報をとってですね、財政計画を立てねばならないと思います。

それから、発行可能額についてはですね、この前、なんか財政課長に来ていただいたときに、申請用紙はいたないとわけてです。交付税のですね、事業費補正とかいろいろあるような、あれをしたもので調整して後は積算とかなんとかありますけど……。ああいうふうな方法で出されると。それと人口ですかね。そういうことぐらいであれば、後は結構でございます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） ただ今おっしゃられたとおりの計算方法でございます。

それとですね、この臨時財政対策債と言いますのは、本来、国が特別会計から地方交付税を交付するときにですね、地方に足りない分を借金をして地方に配分した分をですね、責任の所在を明確化するというところで、直接、地方が借るようにしたものを臨時財政対策債と言っておりますので、今まで、地方交付税を地方に配分するときに国が特別会計から借りてたも

のを、地方が直接借るといふふうになったのがこの仕組みでございまして、どうなるかというのは私もはっきり判りませんけれども、いろいろ情報を取り入れてですね、はっきりしましたら皆様にお知らせをしたいと思っておりますので、ご了解を願いたいと思います。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 私が申し上げるのはですね、私が「廃止になるんだ」ということじゃなくてですね、この大きな額がなくなるということになると、これを交付税で見返りがあるかどうか。見返りはないと思います。これは恐らく、前に、税収が落ち込んだときの、それに対する補填だったと思うのが減税補てん債ですけど、他のようなそういうふうなことで財源不足分を臨時財政対策債で補うという、あれだと思うんですけど、そういうふうなことで大きな額でございまして、十分財政課長でしたらご存知でしょうけれども、それを留意しながら財政計画を立てていただきたいというふうにご考えております。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 解りました。

いろいろ話は参考にさせていただきましてですね、勉強したいと思えます。

ちよつと勘違いしているかも知れませんが、臨時財政対策債につきましてはですね、交付税措置は百パーセントでございまして、返すときにですね、その分は全額地方交付税で返ってくるということでございます。

さっき言われたのは、減税補てん債のことを言われたんでしょうかね？？解りました。そういうことですので、ご了解を願いたいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 一項・農業費の中で、四目・畜産業費。肉用牛の対策事業ですけども、これは平成十六年度においては六百八十万ほどになってますけども、今回、補正では一千九百万ですね。大体三倍近くなってますので、この内容の説明を願います。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） お答えいたします。

平成十六年度の肉用牛振興ビジョン対策事業につきましては十五年度からの継続で、県の予算が不足してたもんですから、一戸だけ牛舎の整備をしました。事業主体は十五年度と同じ組合の方々であります。

今回は新たに、小値賀第六肉用牛倍増生産組合ということで、三戸の方々が牛舎を建設するというところで、二十頭規模の牛舎を一棟、それから二十五頭規模の牛舎を二棟ということで、三棟の牛舎を建設予定しております。

なお、現在の飼養頭数は、三戸で三十七頭の飼養頭数を飼っておりますけども、これを概ね五年後に百十頭に増やすというふうな計画の基に牛舎の建設を行うという事業であります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 先ほど、歳入の方ですね、水産業振興費の十九節、離島漁業再生支援交付金。これは国・県で七五％の補助で、昨日の町長の説明では五年計画ということだったんですが、ここに負担金、補助及び交付金で交付金として計上されとるわけですけども、これはどこかに交付してその事業をやってもらうのか…。もらうものだと私は思うんですが、その交付する相手とですね、五年計画ということでございますけども、こうした大きな金額を上げてやる場合にはですね、五年計画の同じ事業をやっていくものか。先ほど、磯焼けとかいろいろな説明がございましたけども、少し詳しくですね、

産業振興課長（筒井英敏） 先ほど申し上げましたところの取り組みでございますけども、これは漁業集落に出かけて説明する折には、念には念を押しております。例えば、今年・来年だけ取り組んで、四年目まで取り組んで五年目は「もうよかけん取り組まんよ」ということになれば、この交付金は返納しなさいという仕組みになっております、必ず五ヶ年この取り組みはしてもらわなければならないということでございます。それで、集落の方も五ヶ年は取り組みますよということ、計画は進んでおります。

この交付金でございますけども、毎年、対象漁家数とかの見直しはございますけども、大体今上げておりますところの、三千二百万あまり、この数字が少し下がる可能性はありますけども、毎年の交付でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうしますと、交付金としては今年一回を四年の中で、交付を受けた漁業集落団体が事業をやっていくというところで、毎年、一年一年、その事業についての五ヶ年の助成はないということでございますか？ それとも五年間あるわけですか。それは後で答えて下さい。

それと、今使われている漁業センサスは、何年に行われたもんですか。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 一点目ですけども、この制度は一年限りじゃなしに毎年交付されます。

それから漁業センサスはどれを基本にしたかということでございますけども、平成十年に行われました漁業センサスが公表されておりますので、国・県の方からもこの十年の漁業センサスを使いなさいということ、指導がありまして、十年のを使っております。十五年に行われました漁業センサスの方がまだ公表はされていないということ……。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 大体解りましたけども、よく解りません。（笑い声あり）

それですね、せっかくのですね、こういうふうな新しい制度の下で、離島の漁業を再生しようという国・県のあれがあるわけですから、十分ですね、町がただその団体にですね、任せきりでは恐らくなかなか出来ないんじゃないかと。難しいんじゃないかと……。今若い人も少ないですね、そういうことですね、しっかりとこの五年間のあれを生かしてですね、基盤を作っていたきたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	四十三分	—
—	再開	午前	十時	五十二分	—

議長（近藤一輝）　再開します。

農林水産業費、ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

七番（岩坪義光）　三点ほどちよつと内容を説明していただきたいと思えます。

三目の農業振興費で、中山間地域等直接支払交付金二百九十八万一千円。それと、五目・農地費、納島地区干害対策事業、これは水不足のために池ば大きくするんだらうと思えますけど、それと、林業振興費の十九節、小値賀町豊かな森づくり事業補助金と桜並木整備事業補助金、これの一応内容説明をお願いします。

議長（近藤一輝）　産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司）　お答えいたします。

まず、一点目の中山間地域等直接支払制度について説明いたします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、平成十六年度で前期対策が終わったということはご承知のとおりだと思います。十七年度から第二期対策が始まるということで、該当する各地区を七月に巡回しまして、この中山間地域等直接支払に組み込みの地区が確定いたしております。

それで、当初予算に現在の五地区の予算を計上いたしておりますけれども、今回新たに柳地区がこの制度に取り組みということ、前回に比べまして参加農家が前は九十三戸でありましたけど、百三十八戸に四十五戸増えてると。集落につきましては、笛吹在、柳、相津・木場、前方後目、大島ということ、五集落です。前は大浦地区もこの中山間に該当してたわけですけども、前は基になる数値が『九五年農林業センサス』を使ったわけですけど、今回は『二〇〇〇年農林業センサス』を使うということで、緩傾斜地で該当してたわけですけど、緩傾斜地プラス高齢化率と耕作放棄率というのも今回採択要件の中に加わりまして、大浦地区におきましては耕作放棄率で、これが三〇%以上ないといけませんけど、二〇〇〇年センサスで二四・三（%）ということ、この要件をクリアしませんので、今回大浦地区が外れたということになります。それと、面積ですけども、前回約二十五丁、二十五ヘクタールの面積でありましたけど、今回二十二丁ほど増えまして

四十七ヘクタール、交付金が前回百九十二万二千元でしたけど、今回四百九十万三千元ということで、二百九十八万円の交付金が増えたというようなことであります。

それで、新たに十七年度から五ヶ年間、この次期対策でこの交付金が受けられるようになります。ただ、今回第二期対策から用件がですね、従来どおりの耕作放棄地を出さないというふうな取り組みだけでは八割の交付金しかきません。それに、例えば、五ヶ年の内に農業後継者を一名以上作るような取り組みとか、それから担い手農家に認定農業者に農地を一定以上集積させるとか、そういった選択用件をクリアしなければ十割こないというふうな用件が加わっております。現在、五地区において集落協定の締結の準備をいたしております。それで、今回の予算につきましては、十割交付金をもらおうということで計上させていただいております。一部柳地区においてですね、十割交付がちよつと無理ではないかというふうな地区も出ておりますので、確定にはもうしばらく時間がかかるというふうなことであります。

次に、二点目の納島地区の干害対策事業につきましてですが、議員さんもおっしゃられましたけど、今年干害で非常に水田の水不足が深刻であったということで、本土地区におきましては野崎地区のダムを水田補給したということで手当てをいたしましたけども、離島地区においては町長の行政報告にありましたけども、枯死する水田も出てきたということで、納島地区におきましては既設の水田、昔からの湧水で作る水田が少なくてほとんどが開田で、昭和四十年代に田畑輪換をしております。水田面積が納島で約七ヘクタールほどあるわけですけど、今年も各おのおのですね、溜池がほとんどひあがってしまつて五百メートルも六百メートルもパイプをはえて水を補給したというふうな経緯がございます。この干ばつ時の対応としまして、納島地区溜池十三ヶ所をですね、共同で『納島地区溜池利用組合』を作つて、共同で利用すること、溜池の新設、或いは拡張、そういったものを干害対策事業でやろうということで計画をいたしております。受益面積が一・四ヘクタールで、関係農家数が六戸であります。

次に、林業関係の、豊かな森づくり事業と桜並木整備事業ですけど、豊かな森づくり事業は、昨年から『豊かな森づくり実行委員会』で取り組んでおりまして、昨年、赤浜公園の下におきまして植樹祭を行いましたけども、今年もやろうということ、二年目の今年は斑のですね、灯台の南西側に予定をいたしております。斑地区の方には既に用地の話はしております。今年も二月に植樹祭を豊かな森づくり実行委員会、漁業者、或いは子どもたちも含めてですね、また植樹祭をやろうというふうに計画いたしております。樹種につきましては、昨年の樹種に、クヌギが今回の所は計画地は潮が上

がりますので、クヌギはちよつと無理だろうということでクヌギをはずしまして、松を加えてですね、全部で五種類の樹木を植栽するというふうな予定にいたしております。なお、この経費につきましては、一部『長崎県緑化推進協会』の方から実行委員会の方に二十万ほど助成をいただくように今申請をいたしております。

次に、桜並木整備事業ですけど、ご存知のように空港から農道殿崎線につきましては、黒島出身の方から寄贈いただきました桜並木が途中まで続いております。あの桜並木を殿崎農道ですね、終点までつなげようというような計画で、昨年から計画してたわけですけど、『財団法人日本桜の会』というのがありまして、宝くじ桜配布事業という事業があります。これを昨年から申請をしております、今年、この宝くじ桜事業の苗の配布を受けるようになりましたので、この桜並木を殿崎農道の両方にですね、整備するというふうなことで、宝くじ桜協会の方からは三百本の桜の苗の配布が決定しております、高さが約三メートルほどの木ですので、成木がくるというふうなことであります。

なお、この桜並木の整備につきましては、植栽後の管理のこともありますので、町民に広く呼びかけて『ファミリー桜』ということ植えてもらおうかなというふうに思っております。家族で、「誰々さんの桜」ということですね、家族六人おれば、二本植えてもらおうかというふうなことで町民に募集しまして、その植樹をする人を募集していきたいというふうに思っております。この桜並木につきましても、豊かな森づくり実行委員会の方が事業主体でやっていたかどうかというように思います。

以上です。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 先ほど、松永議員さんのご質問に答弁を保留いたしましたので、お答えいたします。

離島漁業再生支援交付金は、五ヶ年間交付されるということを申し上げましたけども、しなければ返納の義務もあるというところもございまして、私たちの方はとにかく自分たちの手で漁業を再生して元気にするということが目的でございますので、十分に指導は続けて小値賀の漁業がより元気になるように頑張っていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳） 松本専門幹さん、産業振興課長さんにちよつとお尋ねしますが、先ほど中山間地域等支払制度のことで松本専門幹から、柳地区は決定ということがありました。そして、今水産の方では離島漁業再生支援事業が今から五年間

行われるわけです。当町にとってやっぱりこういう水産で言えば、魚価の低迷、いろいろと高齢化に伴って下火という傾向です。中山間地にしては柳郷の方もほんとに景観が悪く、よそから来た人も大変見苦しい景観かなと私は思っております。それでこの度、柳がやるということでこうして予算計上されておられます。しかし、これに賛同する住民たちが高齢化を伴っており、二つもこういう海と農業の方にですね、中山間では年間二回ぐらいの奉仕かなと私は認識しております。

それで、また農業の方ではハウス関係もおるし、ちよつと私もいろいろ話を聞いておるんですけど、なかなかそういう役目にもちよつとどうかかなと。いろいろ今現状はなかなか難しい問題を抱えておるわけでございます。それで今後五年間をどう農・水でやっていくのかということも私も考えた場合ですね、やっぱり島の振興には欠かせないことだと思っておりますけど、今後ともお二人さんには一生懸命ご指導のほど、五年間まっとうに任務遂行が出来ますように今後とも手厚い支援のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

四番（浦 英明） 先ほども質問がありましたけども、離島漁業再生支援交付金ですかね、この三千二百三十六万八千円。このことについてお尋ねします。

これは、歳入の方で二千四百二十七万六千円ということで説明を受けましたけども、これ差し引きますと、八百九万二千円というふうになりますけども、これを五年間続けると約四千万と。これが実質町の負担する金額だというふうに思っておりますけども、この事業費が大幅に変わるようなことはないのかどうか。このまま大体推移していくのかということをお尋ねします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五分	—
—	再開	午前	十一時	六分	—

産業振興課長

議長（近藤一輝） 再開します。
産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

この三千二百三十六万八千円という金額は、対象漁家数を申し上げておりませんでしたけども、二百三十八戸の漁家がその集落に参加するということで、漁家数は毎年見直しはいたしますけども、そう大きな変動はなからうと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商 工 費

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 四目のじげもん振興費の中で、旅費及び費用弁償が出てますけども、内容の説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

ここに旅費と費用弁償を計上させていただいておりますけども、行政報告のところでもメロンのブランド化ということで触れさせていただきましたけども、秋作のメロンに合わせて、また大阪の方から専門家の新谷さんにまた来ていただくようにいたしておりますけども、と共にその新谷さんだけではなくて、販売の方々も出来れば小値賀のメロンを見ていただきたいということ、これ全額するつもりはございませんけども、一部、二分の一ぐらい、三名から五名の間でこちらの方は予定いたしておりますけども、バイヤーの方にも見ていただいて小値賀のメロンが美味しいですよということ、これを解つていただいて、このメロンの販売促進に私たち、それから部会、農協等々、一緒になって取り組みたいと思っております、そういうことで予算を計上させていただきました。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 当初、町長の行政報告の中でも、非常に小値賀のメロンは糖度が高く非常に美味しいということでありましたので、今まで結局農業関係ではハード面はほとんど終わりましたので、ソフト面としてですね、これから小値賀のメロンを売るためには、今の生産者が結局小売でやっている人も結構おりますので、そういう小売ではなくてメロン部会の中でとにかく数量を確保すること、それから結局糖度を量るためには、今一本ずつキズを入れて糖度を量つとるわけですね、そうじゃなくて、今度はソフト面事業として出来れば光センサーによる糖度の分類機ですかね、糖度機をソフト面の事業で是非とも県の方にも相談いたしまして、採用できないかなあと思っておりますけども、そこら辺の考えはないのかお伺いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

流れ式の光センサーと言えば金額が、聞くところによりますと三千万ぐらいということ、それはちょっと難しいかなと思っておりますけども、携帯式の、メロンばかりではなくて他のトマト、スイカ、それも量れる、持ち運びの出来る糖度センサーがあるということでございますので、県の方の『食と農』の方で申請して認められますように、そこは私たちの方もしっかりと取り組みはやっていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・消 防 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

十番（立石隆教） 歳出のところ、総務費でございますけれども、八目の空港費の備品購入が出ております。この内訳を伺います。

それから、徴税費の二目・賦課徴収費でございますが、ここに過誤納の還付金が出ております。これが発生をした内容についてを伺います。

議長（近藤一輝） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（平野久之） お答えします。

管理車の購入を予定しております。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

賦課徴収費の過誤納還付金ですけども、これは前年度徴収した分の修正申告が出ましたので、その分の還付金でございます。

す。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 空港費のところの、管理車という「しゃ」は、「車」の「しゃ」ですか？「家」の「しゃ」ですか？

議長（近藤一輝） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（平野久之） 車です。軽自動車を買う予定です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 空港はただ今閉鎖の問題が起こってるわけですが、そういう関係の中で、新たに管理車が必要なのかというふうには、これは滑走路のところの管理の車ということですかね。その辺のところはどうもよく解りません。

これから空港が使われなくなるのに買う必要があるのかと単純に思いますので、その辺もうちよつと詳しく説明して下さい。

議長（近藤一輝） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（平野久之） お答えします。

定期便は飛ばなくなるんですが、空港はまだずっと残ります。で、今度の管理車は、空港と役場に使う管理車です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） これについて県からの補助金も出るんですかね。その辺のところがあるのかということも踏まえますが、昨日の議論の中でもですね、小値賀交通のリースをやっていききたいというような話もあつてましたが、そういうふうなものと関連して新規の購入は考えてもいいのではないかと私は思うんですが、その辺のところの考慮はなされたんでしょうか。そして、「いや購入した方がいいんです。」「なぜならこういうことです。」ということがありましたら説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（平野久之） お答えします。

今使っている車はですね、もう十年を過ぎてまして相当いたんでおります。なお、今度の購入に関しては、一般財源は使わなくて委託管理費を全額充てるようにしております。

購入の予定です。リースではありません。あのですね、リースにすれば高くなりますし、委託管理費ですので、リースは

ちよつと無理かと思つております。管理費で全額買うようにしております。一般財源は使えませんので……。

まあ、そういうことです。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） これが縦割りの弊害ですよ、これ全体的に考えていくと、小値賀町はどうやってやっていこうかという中で、小値賀交通を存続させていくためには他の事業もやりましょうと定款まで変えてやろうとしている。それについてじゃあ少し町とすればそういうところに応援しようじゃないかという考え方があって当然だと思う。そうすると、この問題が出てきたときに『リース』ということをするのはどうだろうか、少々高いかも知れないけども、リースの手もあるなあと。そうすれば小値賀交通の方にその金額が落ちるぞというような総合的な判断というのは町長なされなかつたんでしょうか。町長に伺います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この件につきましては、財政と一緒にですね、予算のときに指摘はいたしております。

車が確かに古くなつては、財政と一緒にですね、予算のときに指摘はいたしております。「買うのはどうか。」というふうに言ったところが、県の補助金の中に入っていると。そういうことでありましたらまた話しは別だと。それでリースということもいろいろ考えたわけですが、この予算はですね、もう申請をして、そしてそれを使わなかつた場合は返納ということになつてゐるそうでございますので、やむなくですね、そういうことであつたら『備品購入費』に上げたわけでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 十九頁の四款・衛生費、二項・清掃費、一目・塵芥処理費のですね、十一節・需用費に修繕料二百二十万の補正でございますけれども、当初ですね、百十四万六千円。これを加えますと、三百三十四万六千円になるわけですが、その内容の説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

これは、ごみ焼却場のバグフィルター周りの整備工事でございます。平成十一年度にダイオキシン対策のために排ガス高度処理施設改良工事を行っております。それが六年経過しております。いたる所に不具合を生じております。スクリーンプレッサというのがあるんですが、これはバグフィルターに腐食した灰を落とすコンプレッサで、現在のところ、作動したりしなかったりしております。このままでは焼却場の運転が出来なくなる可能性があります。それと、バグフィルター温風循環ファンというのがあるんですが、これはバグフィルター内の温度を一定に保つファンであり、現在、異常音を発しておりましてインペラとベアリングの交換時期がきておりまして、そのための修繕でございます。

なお、耐用年数は五年でございます。で、先ほど、当初予算に上げていたのは主に塵芥車の修繕料でございます。そして今回上げました二百二十万というのは、ごみ焼却場バグフィルター周りの整備工事の修繕料です。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 畜産業費について。先ほど、同僚議員からも質問がありましたけれども、従前の予算よりも大幅な補正額が出ると。これは事前に判らなかつたのかと。一千九百万ぐらいという多いやつですね。予算を組むときに予測できなかったのかということ、今後また二棟・三棟やりたいということになれば、また補正を組むのかというふうに思うわけですよ。肉用牛振興ビジョン21対策事業に対しては大いにやるべきだというふうに私は思いますけれども、予算を組むときになぜ予測できなかったのかと。突発的に出てきて「ああそれやってやろうか」と組んだ今度の補正なのか。それだったら今度三月までに何人かの人がやりたいと、「お願いします」と言ったときに、また補正をするのかと……

ということについて質問いたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） お答えいたします。

こういう国・県の事業につきましては、年度が替わりまして三年間ぐらいの事業計画を出して、そして採択を受けます。今回の肉用牛振興ビジョン21対策事業につきましては、もう昨年から一応計画が上がっております。で、大体の事業費もつかんでおったわけですけど、予算編成の折に町長とも話しをしまして、県単、補助金が確定してから予算を計上しようということ、今回こういう補正をさせていただいております。

また、今後こういう事業が出来た場合、また補正するののかということですけど、十七年度につきましてはこの牛舎建設の

予定はありませんので、希望があっても追加補正を計上することはありません。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） そういう決められた額の範囲内で収めた。もうこれ以上はないということですね。

だから、私が言っているのは、予算を組むときにこの部分は予測できなかったということですね。今度の補正分は……。最初、一千四百万組んだときには、この分は予測できなかった。これが与えられた金額めいっぱいだから、もうこれ以上は組めない。とにかくこれは当初予算を組んだときに予測できなかったということですね。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当初、予算が上がってきたときにはですね、三棟の分の申請をお願いしたいというふうに言われておりました。そのときにですね、県の方にお聞きしましたところ、県の財政が非常に厳しいと、何棟分になるか判らない、そういう趣旨の説明でありましたので、当初予算は組まないでおこうと。それで、今回、三棟の分の申請はしましたが、二棟分しか出ておりません。そういうことで、担当課長、それから私も「どうにかならないか。」ということでお願ひしたわけですが、二棟分にプラスアルファを付けていただいたと。「それですんませんけど勘弁してほしい。」ということでしたので、今回、補正に上げたわけでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 十九頁のですね、衛生費の塵芥処理費のところですが、自動車リサイクル海上輸送補助金ということで、これについて個人が出した場合と、業者が出した場合の支払方法をどうするのかというのが一点とですね。

車種別の、その補助をどのくらい町の方が出すのか。その二点お答えをお願いいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

ちよつと質問の内容がよく解りませんでしたので、一応答えますが、後でまたもう一回お願いします。

これはですね、今年の十月一日より、自動車リサイクル法の『離島支援対策事業』というのが始まります。これは、小値賀は離島なものですから、必ず車をどっかに運ばなければいけないということで、海上輸送のための補助金でございます。

これに対して自動車リサイクル協会が町に対して、輸送費の八割を補助するというものがございます。

そういうことで、先ほど、個人とか業者とか言いましたが、これは別に関係はありません。いろいろな提出書類がありまして「引渡証明書」とか「引取証明書」とか「輸送証明書」とか、そういう補助金の交付申請書をですね、町に出してもらえば、町はかかった費用の八割を補助するということで、個人、または団体が業者に支払うのは二割でいいということですね。だから、あとの八割分を、後で町がそういう業者に補助をするということになっております。

それで、車種での単価ということですが、軽と普通車は大体五千円ぐらいではなからうかということ聞いております。トラックあたりは大体一万円ぐらいではないかということでございます。

それで、先ほど、支払方法というのがちよつと意味がよく解らなかつたんですが……
以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 私の質問がちよつと悪かつたと思うのですが、要するに、運送するところから請求がくるということでしょうかね。それに対して八割の支払いをします。で、例えば、個人とか団体が出す場合は、二割出すという捉え方でよかつてでしょうかね。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

普通、軽とか普通車が一番多いだろうと思いますが、五千円です。業者に千円を払いまして業者がその間四千円を立て替えて、うちの方が申請書が出ましてから四千円を業者に支払うということで、一応今考えているのは、小値賀では戎本さんか福崎さんだろうと思いますが、先ほど言いましたように、個人の方でも先ほど言いました提出書類をちゃんと提出してもらえば個人の方でも出来るようになります。

以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五三号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第五三号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、議案第五三号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第五四号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第五四号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説

明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ二千二百六十五万九千円を追加し、予算総額を四億六千九百三十三万三千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分二千五百七十五万九千円の減。二節・介護納付金分現年課税分七十万九千円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分七十三万九千円の増。二節・介護納付金分現年課税分三十六万二千円の減。これは、平成十七年度国保運営協議会の答申を受け、税率も決定しておりますので、それによりそれぞれ算定しております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分五百四十万円の増。二節・過年度分六百四十八万九千円の増。これは、一般分の療養給付費等に対しまして、約三六%が交付される負担金でございます。現年度分につきましては、保険給付費の増額見込みに併せまして、交付対象分を増額しております。過年度分につきましては、十六年度の実績報告により、不足額が追加交付されるものでございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金百三十五万円の増。これは、普通調整交付金の内、一般分の療養給付費等に対して、約九%が交付される交付金でございます。

次に、第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分五百万円の増。これは、退職分の療養給付費等が、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。この二つは、それぞれ保険給付費の増額見込みに併せまして、交付対象分を増額しております。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金十一万四千円の減。財政調整基金の利子分でございます。実績見込みによる減額でございます。

第八款・繰入金、二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金二千六百七十七万二千円の増。財源が不足します。基金を繰り入れるものでございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金、一節・前年度繰越金百二十万二千円の増額で、前年度からの繰越金

は、一千百二十万二千六百七十一円となっております。二目・退職被保険者等繰越金、一節・前年度繰越金百七十五万二千円の増額で、前年度からの繰越金は、百七十五万三千百三十円となっております。

第十一款・連合会支出金、一項、一目、一節・連合会補助金八十九万九千円の増。限度額九十万円の十割補助モデル事業に、家庭血圧管理事業を申請したところ、認定されたことによる増額でございます。

次に歳出を申し上げます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費一千五百万円の増。二目・退職被保険者等療養給付費五百万円の増。当初予算の算定時には、高額医療者の死亡・転出等による入院患者の減少がありました。新たに高額医療者の入院患者がそれぞれ増加したことにより、現在までの実績を基に、以降の療養給付費を再度推計しなおしております。三目・一般被保険者療養費、四目・退職被保険者等療養費及び二項・高額療養費、三項・移送費、これは、それぞれ歳入の、第三款・国庫支出金、第四款・療養給付費交付金の補正による財源の組み替えでございます。

第六款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費九十万六千円の増。これは、歳入・第十一款で申しました、モデル事業の家庭血圧管理事業によるものでございます。具体的内容は、各地区毎に十六歳以上の全員を対象に、朝・晩二回一カ月間の血圧測定を本人が行なうというものです。一人に一台、自動記録式の血圧計を貸与し、その結果を回収・分析し、保健事業に繋げ、果ては医療費の適正化に繋げるものです。十七年度は十八地区を対象に実施する予定です。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、二目・退職被保険者等償還金百七十五万三千円の増。これは、平成十六年度の実績に基づき、超過して交付された分を返還するものです。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・連合会支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五四号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五四号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五五号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第五五号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二千五百七十四万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億三千五百五十九万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、二節・過年度分四百三万円の増額。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分八百十三万円の増額。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分百二十八万円の増額は、支払基金交付金・国庫負担金・県負担金の前年度医療費の実績に基づくもので、負担金の不足分がそれぞれ追加交付されるものでございます。第五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金一千二百三十万五千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。次に歳出を申し上げます。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料二万八千円の増額は、前年度審査支払事務費交付金の実績に基づくもので、支払基金へ返還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金二千五百七十一万七千円の増額は、前年度の支払基金・国・県定率負担分の不足分を一般会計より繰り入れ、予算計上いたしておりますので、その分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五五号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五五号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第五六号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第五六号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九百二十三万二千円を追加し、予算総額を三億三千三百六十一万九千円にするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、内容のご説明をいたします。

七頁をお開き下さい。

まず、歳入についてご説明いたします。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、二目・その他一般会計繰入金百五十万九千円の増額は、事務費等繰入金であり、平成十七年十月からの制度改正に伴うシステム機器改修のための繰り入れであります。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金七百七十二万三千円の増額は、平成十六年度介護保険事業の決算に伴う前年度からの繰越金でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費百九十一万一千円の増額は、平成十七年十月からの制度改正に伴うシステム機器改修委託料であります。制度改正の内容は、施設等サービスにおける住居費と食費が自己負担に変わることが主なものです。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費一千四百四十万三千円の減額は、平成十七年十月からの制度改正に伴う施設等サービス費の介護報酬の減額等を考慮し算出したものです。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費一千四百四十万円の増額は、平成十七年十月からの制度改正に伴い、新たに予算措置をするものです。今回の改正において、施設入所者等の個人負担が増えるようになるため、低所得者については所得に応じた負担限度額を定め、基準費用額との差額分を介護保険から補足給付するものです。二目・特例特定入所者介護サービス費一千円の増、三目・特定入所者支援サービス費一千円の増、四目・特例特定入所者支援サービス費一千円の増につきましては、同じく平成十七年十月の制度改正に伴い予算措置をするものです。

第六款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料六百二十八万五千円の増額は、平成十六年度介護保険事業における介護給付費等の事業実績に伴う、国県等への介護保険給付費負担金等の償還金であります。その内訳としては、国、介護保険給付費負担金の償還金百五十一万九千円、介護保険給付費財政調整交付金の償還金百二十八万八千円、県、介護保険給付費負担金の償還金九十四万九千円、社保支払基金、介護給付費交付金の償還金二百五十万九千円、その他、低所得者対策事業補助金の償還金二万円であります。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金百三万六千円の増

額は、平成十六年度の介護保険給付費事業実績に伴う、一般会計への介護保険給付費負担金等、返還金として一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五六号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五六号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十六分	—
—	再開	午後	一時	三十二分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第六、議案第五七号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） 議案第五七号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で平成十六年度の決算による前年度繰越金の変更、歳出で前年度の一般会計繰入金金の精算に係る繰入金、並びに医療器械の緊急購入に伴う増額補正が主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ二千八百九十八万一千円を増額し、補正後の総額を四億三千三百九十八万一千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要を説明いたします。

歳入では、五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定いたしましたので二千八百九十八万一千円増額して、補正後の総額を三千五百四十八万一千円にいたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金二百六十三万円増額は、看護師職員減に係る対応のための看護師等臨時雇賃金でございます。十一節・需用費は、空調機の修繕一式分でございます。十四節・使用料及び手数料は、外来用パソコンがリース満了により返却処分となりましたので、その分の補充リース料十二万八千円と、昨年度から進めております医療のＩＴ化の一環であります電子カルテ化、これはオーダリングの段階ではありませんが、その分のコンピュータ一式リース料五十二万九千円を計上いたしました。なお、パソコンは五年、電子カルテは六年のリース契約予定です。二十八節・繰出金は、前年度分の一般会計繰入金の精算繰戻分として一千七百万円の計上で、一項・一般管理費の補正後の総額を、一億九千八百五十二万三千円といたしました。

次に、二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十一節・需用費は、多項目自動血球分析装置に故障が発生し、その全面的なメンテナンス料及びその他の装置修繕費として百三十五万八千円を計上。十八節・備品購入費は、昭和六十年に配置していただきました人工呼吸器が法定点検の結果、所定の基準を満たさないために使用できなくなりましたので、緊急導入を計画いたしました。人工呼吸器は、年に数回程度しか使用いたしませんが一且使用する際には人命にかかわる重要な器械ですので、年度中途ではありませんが、早急な整備が必要と判断し、設置させていただきます。

三款、一項・公債費、一目・元金は、昨年度に借り入れいたしましたＣＲ（Ｘ線画像診断装置）に係る過疎債が、電子機器のために据置期間なしの五年償還と決定いたしましたので、それに伴い償還額を二百四万四千円増額、反対に、二目・利子では、期間が短縮となったために七万四千円減額となり、公債費総額を一千五百九十万二千円といたしております。

以上、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・医業費

加山議員

一番(加山雅徳)

今の説明で医業用機械器具費の中でですね、備品購入費で医療機械購入費ということで、年何回かしか使わないという説明があったようですが、実際、こういう機器関係のメンテナンスの方はどうされとってすかね？

お答えをお願いします。

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長(吉元勝信) お答えいたします。

医療機器のメンテナンスにつきましては、月に二回程度業者の方から来ていただいてメンテナンスを行っているわけですが、この人口呼吸器についてはなかなかそういう使用という機会がありませんで、たまたま今年度から法廷点検というのが必要になって専門の業者に点検してもらったところ、不具合が見つかったというような状況です。

議長(近藤一輝) 加山議員

一番(加山雅徳) 法定的に点検する必要が今までなかったという説明ですが、実際、こういう高額な四百四十一万ですか、普通、通常、自分の、例えば個人経営しとればですね、やっぱりもう少し(点検)するんじゃないかと、法定的になくてもですね…。そういうやっぱりお役所的な考え方ですね、あったらいかんと思うってすよね。当然、これ税金でまかなうわけですから、そこら辺の対応をですね、ただ法定的にそういう点検はしなくてもよかったという説明ですが、やっぱりそこら辺はもう少し考え方をですね、変えていかんとかなかなか今後厳しくなるんじゃないかと思えます。

そういうことでひとつそこら辺、こういう機会だけに限らずですね、他のそういう大事な機械については自分の物と思つてですね、やっぱり扱っていただきたいと思えます。

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） このメンテナンスにつきましては、保守点検の契約が出来る大きなCTとか、そういった機械類については専門の業者の方でメンテナンスを行っております。

それで、この人口呼吸器については、山下医科器械というところの方で、専門ではないんですが、一年に一回程度点検をしてもらっていた状況です。

先ほども説明をいたしましたけども、今年度から法定点検が人口呼吸器については義務付けがされておりますので、来年度以降もそういう点検を的確にやっていきたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五七号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五七号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	四十三分	—
—	再開	午後	一時	四十四分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第七、認定第一号、平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（山田憲道） 認定第一号、平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

平成十六年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他六件の歳入歳出決算認定につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告を添えまして、ここに提案申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

審議の前に、代表監査委員であります井上委員がご出席ですので、決算審査の報告をお願いいたします。

代表監査委員（井上喜隆） 平成十六年度決算審査報告をいたします。

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、平成十七年七月二十日付で審査に付せられた平成十六年度小値賀町一般会計及び特別会計の決算、並びに同法第二百四十一条第五項の規定により、同日付で審査を求められた基金の運用状況について、その審査を終了し、平成十七年八月八日付で、町長に別紙のとおり、意見書を提出いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

第一章・総論でございますが、一、審査の対象として、（一）平成十六年度小値賀町一般会計歳入歳出決算書、（二）平成

十六年度小値賀町特別会計（七会計）歳入歳出決算書、（三）基金の運用状況について。

以上、九件の案件を審査に付されましたので、平成十七年七月二十一日から平成十七年七月三十日までの間に、七日間審査いたしました。

二．審査の方法については、（一）決算の計数は正確であるか、（二）予算の執行は議決の趣旨に則り、正確かつ効率的におこなわれているかの三点に主眼をおき、決算書・関係諸帳票など証拠書類を点検、照合すると共に、財政の運営は全体として正しいものであったか検討し、関係各課より説明及び資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

三．決算の結果については、平成十六年度一般会計及び特別会計七会計の決算状況は次のとおりであり、その決算計数は関係書類とも合致し、正確であり、全体的に適切であると認めました。

まず、平成十六年度小値賀町一般会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

財政運営において、実質収支比率は十四年度一・九％、十五年度二・一％、本年度二・三％と安定していますが、経常収支比率も前年度に比べ三・七％増の、九〇・一％となっております。また、公債費比率が一・〇％増の、二一・二％と高い水準にあり、その動向には十分留意する必要があります。

歳入総額は、三十億八千八百二十二万六千六百三十五円で、前年度に比べ六億六千四百三十八万二千九百五十八円、一七・七％の減額であり、予算額三十億八千四百八十五万五千円に対する収入率は、百・一％であります。

収入未済額は、町税で百二十三万一千二百八十五円、使用料及び手数料で六十四万四千九百円、合計で百八十七万六千八百八十五円となっております。

歳出総額は、三十億四千八百八十五万四千四百一十一円で、前年度に比べ六億六千七百七十六万五千五百六十七円、一八・〇％の減額、予算執行率は九八・六％であります。

歳入歳出差引残額は四千六百九十三万七千二百二十四円ですが、翌年度へ繰越すべき財源五十万円を差し引きますと、実質収支は四千六百四十三万七千二百二十四円であり、単年度収支は三百二十八万七千六百九十九円の黒字となっております。

続きまして、平成十六年度小値賀町特別会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

七特別会計の歳入総額は、二十六億二千八百一十萬一千八百四十一円で、前年度に比べ六千七百九万七千二百二十七円、二・六％の増額であり、予算額二十六億二千三十四万四千円に対する収入率は、百・三％であります。

歳出総額は二十五億三千九百四十五万二千六百九十四円で、前年度に比べ七千三百三万五千三十八円、二・九%の増額であり、執行率は九六・九%で、八千八百六十四万九千四百四十七円の剰余金となっております。

単年度収支について、黒字の会計及び金額は、簡易水道事業百六十二万七千五百三十一円、渡船事業百五十五万六千六百四十四円、診療所事業四百二十八万二千七百三十円、下水道事業四百六万六千二百七十八円、介護保険事業四百八十三万八千二百四十五円に対し、赤字の会計は、国民健康保険事業一千六百七十八万一千八百八十八円、老人保健事業三百四十五万一千九百四十一円となっております。全体では、三百八十六万二千九百一十一円の赤字となっております。

一般会計及び特別会計の歳入歳出については、ほぼ適正に執行がなされ、実施された事業も概ねその目的が達成されたものと認められました。

以上が、一般会計・特別会計の決算の概要でございます。

なお、第二章・各論については、意見書に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、第三章・結語でございますが、平成十六年度の各会計の決算審査の結果は、ただ今申し述べたとおりであり、各会計並びに基金の運用状況については、計数に誤りは無く、証拠書類も整備され、会計処理は正確であることを認めました。

年ごとに厳しさを増す財政状況の中、健全な財政運営を堅持するため、各課の努力は十分認めるところであります。前述のとおり、経常収支比率は高い水準にあり、財政の硬直化は依然として懸念されます。

一般会計・特別会計を合わせた実質収支額は、一億三千三百三十六万一千三百七十一円の黒字であります。さらに前年度実質収支一億三千三百九十三万六千六百七十三円を控除すると、単年度収支は五十七万五千三百二円の赤字決算となっております。

しかしながら、特別会計の実質単年度収支は基金積立により、七十六万六千三十三円の黒字となっております。

一般会計の町税等で百二十三万一千二百八十五円、使用料及び手数料で六十四万四千九百円、国民健康保険事業特別会計の保険税で一千百六十八万七千四百八十八円、簡易水道で四十四万七千七百七十円、診療所で百五十二万二千八百六十円、下水道で三万六千九百十円の収入未済となっております。年々増加傾向にあります。十五年度と比較して三百三十八万四千五百六十二円の増で、大変憂慮すべきことであります。

納税者の納税意識の高揚に努め、税負担の公平性の観点からも、なお一層の徴収努力を望むものであります。

十五年度と比較し、歳出面において、義務的経費では四千二十四万一千円、二・六%の減額となっています。人件費で一
千二百七十七万円増となっているもの、扶助費で二百万七千円、公債費で五千万四千円の減額となっています。扶助費
では、民生費の知的障害者施設支援費で対象者の減により減額となっており、また、公債費では償還分元金三千三百五万五
千二百円、利子一千七百九十四万九千八百六十六円の減が主な要因と思われます。その他の経費では、補助費で一千三百六十一
万九千円の増額となったもの、物件費で五千八百八十一万一千円、維持補修費で六百七十四万四千円、積立金で二千七百六十八
万七千円、投資出資貸付金で一千三百六十二万一千円減額となり、その他の経費全体では八千七百六十六万円の増額となってい
ます。全体的には経費節減の努力は認められます。今後とも経費の節減、事業の厳選など、常に健全財政に心がけ運営され
ることを強く望むものであります。

事業の実施状況では、農業・水産業の基盤整備、教育施設の整備、簡易水道・下水道施設の整備など、様々な事業を実施
しておりますが、厳しい財政状況の中、創意工夫を重ね、無駄を無くし、住民の生活福祉の向上のため、一層の努力を期待
します。

基金については、全体で九百四十万七千五百五十三円の積み立てを行った反面、八千四百一十六万六千円を取り崩している状況で、
基金全体で七千四百六十一万五千二百四十七円減少し、基金残高は十三億八千六百八十八万五千八百九十五円となっています。
今後ともなお、確実かつ効率的な運用と、特に積立金額については十分配慮されるよう望みます。

本町の財政は、公債費等の義務的経費に経常一般財源等を充当していく一方で、自主財源等が減少する厳しい財政状況の中
で、本町の政策課題に対応するための経費を抑制せざるを得ない財政状況となっており、財政構造の硬直化が更に進
んでいることはご承知のとおりであります。

今後は、町財政の厳しい現状を踏まえ、今までの様に依存財源に頼った財政運営は出来ない状況になっていくとき、自主
財源確保策が重要となってまいります。

目先にとらわれず生産性を高め、所得の向上につながる確実な事業の推進を図ることが大切です。

自立した町としての将来像を住民に示し、行政、住民が一体となって、誇れる小値賀町のため知恵を出し合い、取り巻く
環境に対処していくことが最も重要と考えます。

今日の厳しい環境に英断をもって事務・事業を見直し、歳出全般の効率化及び重点化を図り、小さい財源で大きな効果を

上げられるよう、更なる努力を期待するものであります。

以上をもちまして、平成十六年度決算審査報告を終わります。

議長（近藤一輝） これでは報告を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なこととどめおき願いたいと思います。

平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計にわたり歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算についてご質問をいたします。

一般会計決算規模は、前年度決算と比較すると、歳入で六億六千四百三十八万三千元、一七・七％、歳出で六億六千七百七十六万六千元、一八・〇％、ともに減額。実質収支は、四千六百四十三万七千元、単年度収支三百二十八万八千元で、赤字となっております。小値賀町が妥当な水準で自主的に事務を遂行し、財産を管理することができる必要な経費を算定し、不足額を国が交付する本町最高の依存財源であります普通交付税は、平成十二年度二十一億二千六百六十九千元、歳入全体に占める割合五四・七％をピークに、以降年々減少し、平成十六年度十七億五千五百五十九万二千元、歳入全体に占める割合は五六・九％、前年度比八千五百九十三万四千元、四・七％減額しております。四年間で三億七千一百一十七万七千元、一七・四％減額している状況でございます。今後、税収は税源移譲の方向性にあるものの、現行の税制では人口の減少、高齢化に伴い減収が見込まれ、交付税については三位一体の改革により減額になることは明らかであります。公共料金の値上げなど、住民の負担増が危惧されます。

また、決算を分析した財政指標を見ますと、毎年、義務的に支出する経常経費に経常一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性の良否を判断する経常収支比率は、通常七〇％から八〇％が標準とされていますが、本町の比率は、平成十四年度八六・一％、十五年度八六・四％、十六年度九〇・一％と高く、他の政策経費に充てる一般財源は僅か九・九％しかなく、財政構造が年々硬直化し、悪化しております。

また、交付税で算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去三年間の平均値による平成十六年度の財政力指数は〇・〇九六％で、普通交付税への依存度が最も高く、この先、財政運営をしていく上で、経常的経費以外に、診

療所の建て替え、各種公共施設に係る維持補修費及び備品機器の整備、買い替えなど、住民生活に直結する国保・老人保健・簡易水道・渡船・下水道・介護保険事業、特別会計の運営、住民負担軽減を図る繰出金等があり、現在は不足財源を基金で補っていますが、基金がなくなれば赤字に転落することは目の前でございます。

行政改革、財政改革は急を要しますが、首長、職員、住民が一体となって議論し、地域振興委員会を設けて、さまざまな知恵を出し、広く住民に情報を公開し、意見を聴取しながら実行する必要があると思っておりますが、町長のお考えを伺います。また、特別会計の決算を見ると、国保会計・老人保健事業会計は単年度収支が赤字、他の五会計については黒字となっております。厳しい財政事情の中、一般会計一般財源を持ち出しの繰出金を、例えば、各会計の繰出金を実質収支（形式収支）に見合う額を翌年度の繰越額を決算上に基づいて繰り出す方法について検討してはと思っておりますが、財政課長にお伺いをいたします。

以上、二点についてお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 松永議員、できるだけ簡潔にですね、要はこの決算書についての質問をしていただければと思うんですが、今のはちょっと全般的になんか決算認定に関係ない部分もあるのかなと私は判断したものですから……。

（松永議員、自席から質疑について発言する）

議長（近藤一輝） もっと縮めて、前段を縮めて簡潔にお願いします。

財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

議員さんご指摘のとおり、特別会計への繰出金というものは毎年多額の繰入金をしておりますけども、これも先日話をしたですね、一定基準の下に基準を設けてですね、特別会計には繰り出しをして、それで運営をやってもらうという方向で、方向性を示したいというふうに考えをしております。

それでよろしいでしょうか。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 繰出金についてはですね、当初予算で一応計上されました、そして不用な分については後で一般会計へ繰り戻すということになっておりますけれども、こうして繰越金がですね、少しの場合もあるし、年々によって違うわけですが、そうすると繰越金が多くされた場合にはですね、当初予算では判りませんので、一応予算を組めるような繰出金を出

していると思います。それです、今度の決算審査の中で今回の定例会で繰越金を全部合わせておるわけでございますので、この段階です、それとの総合的な調整をとっていただければ厳しい財政の中で、一般会計からの繰出しも大変だろうと思いますので、私としてはそういうふうなことも考えながら、「あそこには二千万やっているんだ、ここには一千万やっているんだ」つちゆうことじゃなくです、その会計の財政事情つちゆうか、中身を見ながらですね、そのときに増減をした方がいいのではないかとということでございますので、今の答弁で結構です。

議長（近藤一輝）

しばらく休憩します。

― 休憩 午後 二時 九分 ―

― 再開 午後 二時 十二分 ―

町 長

議長（近藤一輝）

再開します。

町長（山田憲道）

お答えいたします。

松永議員さんのご指摘のとおり、年々厳しい財政状況にあるということは毎日認識いたしております。三百六十五日ですね。そういうことで、先ほど言われました『審議会』なんかもですね、いろいろと今後検討したいと思っておりますし、それから極力ですね、辛抱しながらやるべきことはやると、そういうメリハリのついた来年の予算をですね、昨日も、立石議員さんからも指摘されましたので、答えたつもりだったんですが、そういうことで、今後一生懸命職員一丸となって頑張りたいと思っております。

議長（近藤一輝）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 監査委員さんの報告の中にもございましたが、収入未済額がですね、非常に大きくなってきているというところで、これは限られた自主財源の中で、その中で尚且つこの未済額が増えてくるというのは由々しき問題ではあると私も認識しております。

十三頁のグラフを見ますと、一目瞭然でございますけれども、町長が就任以来、これはまあ町長の責任ではないと思えますが、未済額が年々上がってきているのを示しております。こうなってきましたとやっぱいろいろなことをですね、町長やりたいと思ってもですね、なかなかこういうことが足を引っ張るとい方向も出てくるというわけでありますから、大変厳しい財政状況であると思えます。がしかしですね、この問題を放置するわけにはいきません。なぜならきちんと苦しい中で

も税金、手数料等払うべきものは払っている人たちもおられるわけですから、その中で公平を期するという意味からでもですね、これを放置するわけにはいかないというふうに思いますが、この未済額が上昇し続ける、増え続けるということがこのまま来年度も再来年度も起こってくると大変です。したがって、これに対して現段階、町長はどのようにお考えになり、これに対する対応をどうとつていこうと思っておられるのか伺っておきたいと思えます。

それから、十六年度のこれだけ未済額が上がっている現状の分析をどのようにされているのか。それを伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 徴収につきましては、今までだったら財政課の税務班ということでしたわけですが、このように未納額が大きくなると、私を含め職員ですね、特に管理職を含めた徴収をやらなければならないんじゃないかと思っております。そういうことで、今後ですね、積極的に徴収の方にもですね、多分時間外関係にもなるかとは思いますが、そういうことはやりたいと考えております。

分析ということでは、今、漁業関係で水揚げは変わらない、けど十一年前と比較して約十億の水揚げが減っていると、特に魚価の低迷ということになっておりますが、そういうことも踏まえてですね、今年からやります漁業再生支援もやれば、ガンリン代もですけど、重油・石油の分につきましても、長崎県離島町村会で知事の方にですね、早急なる、各県の中で、長崎県が一番高い、その中で離島が高いという状況でございますので、それをどうかですね、打破してほしいということで知事と議会の方にですね、末永議長さんの方にまでは申し上げておりますので、なんらかのそういう補助金関係もつくんじゃないかと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 経常収支比率が相当上がってきているというご報告でありますし、まあ報告書の中にも数字が上げられております。ならば、公債費比率の推移についても若干ながら上昇の傾向にある。これを併せて考えますとですね、非常に予算的に硬直化してきているということでありませう。

例えばですね、七頁のグラフと九頁の公債費の比率というものを併せて見てみますと、町長が就任されて以来ですね、非常に硬直化している予算を任されているという状況にあります。かわいそうなことだなというふうに私は思いますが、実はこ

ここで考えてほしいのはですね、公債費であります。公債費の比率、これを上げていきますと、新たな公債費をこういう状況の中で増やしていきますと、更に次の町長を受けるときには相当の経常収支比率を示すということになりかねないというふうに思うんですが、こういう状況の中で、新しい事業も勿論やらなければなりません。そうした中でこれから優先順位をしっかりとつけてやらなければ何もかもやるというふうにはいかないだろうと思ってるんですが、町長はこの十六年度の決算の公債費比率の推移と、それから経常収支比率が非常に上がっている、この七ページのやつはこれは下の、或いは一段階下がらないとこれ九五%上がってますが、九〇%上がったとこです。一段階下がらなければいけません、かなりやっぱ高い位置にあるということは否めないことありますから、そういう点ではこのことをどのように踏まえておられるかと。そして、新しいこれからの事業について、どのようにそれを活かしていこうと考えておられるかということについて伺います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

確かに年々高くなっていることは七頁・九頁ですね、見て判るわけでございますが、一応ある程度もうハード面がですね、徐々に完了しつつあるということ、来年はそんなに、楽観的な意見かも知れませんが、下がるんじゃないかというふうには考えております。こういう推移を見極めながらですね、今後やっていきたいと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

認定第一号は、この際、議長を除く十一人の委員で構成する『決算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、九月二十八日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議長を除く十一人の委員で構成する『決算特別

委員会』を設置し、これに付託して、九月二十八日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。
おはかりします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、黒崎政美議員、立石隆教議員、横山弘藏議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、松永勇治議員、末永一朗議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。
しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	二十四分	—
—	再開	午後	二時	二十五分	—

議長(近藤一輝) 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に横山弘藏議員、副委員長に土川重佳議員、

以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月二十二日から二十八日まで休会とします。

九月二十九日は、午前十時より開議します。

なお、九月二十六日、二十七日は決算特別委員会となっておりますので、よろしく願います。

— 午後 二時 二十六分 散会 —